平成31年2月市議会 建設水道委員会資料

第 55 号議案

市道路線の認定及び廃止について

目次

1 路線名一覧表1 ページ2 市道路線認定及び廃止位置図2 ページ3 位置図、起終点写真3 ~ 10 ページ4 道路法及び同法施行規則(抜すい)11 ページ

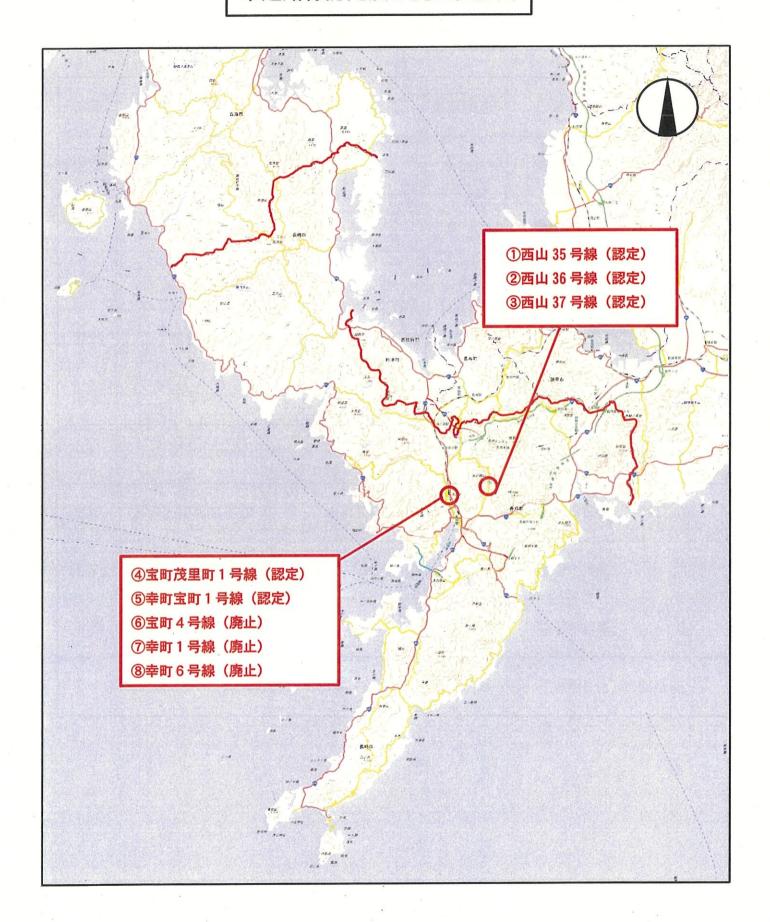
土 木 部 平 成 31 年 2月



【路線名一覧表】

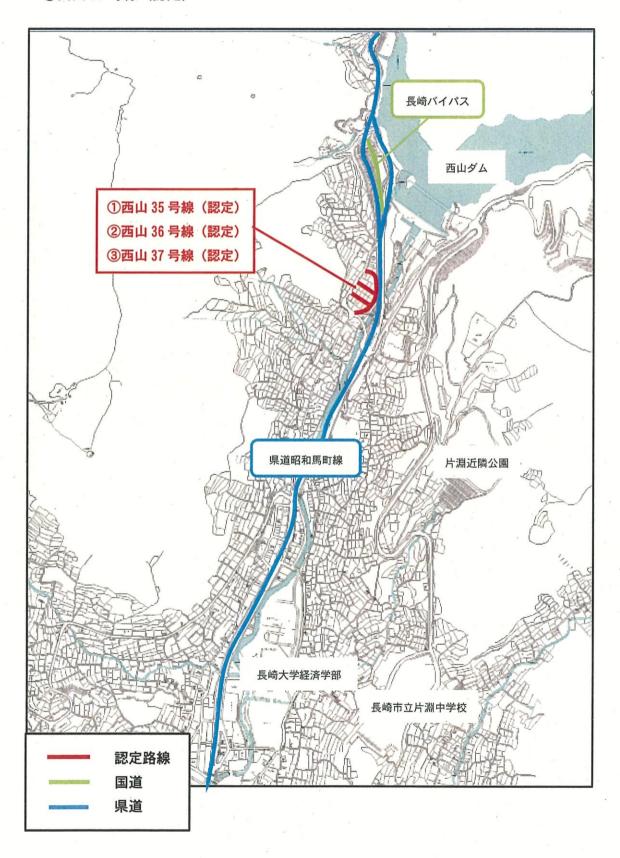
				7-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0	
図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
1	西山 35 号線	143m	5.5m~8.0m	県から移管	認定
2	西山 36 号線	51m	5.0m~11.0m	県から移管	認定
3	西山 37 号線	55m	5.0m~11.0m	県から移管	認定
4	宝町茂里町1号線	730m	9.5m~13.4m	道路整備	認定
(5)	幸町宝町1号線	270m	5.0m~6.0m	道路整備	認定
認定路線 計5路線		1,249m			
6	宝町4号線	159.5m	11.0m	④の認定路線と重複	廃止
7	幸町1号線	50.8m	4.7m~6.3m	⑤の認定路線と重複	廃止
8 2	幸町6号線	103.6m	3.8m~7.0m	JR 長崎本線立体交差 事業に伴う廃止	廃止
廃止路線 計3路線 313.9m					

市道路線認定及び廃止位置図



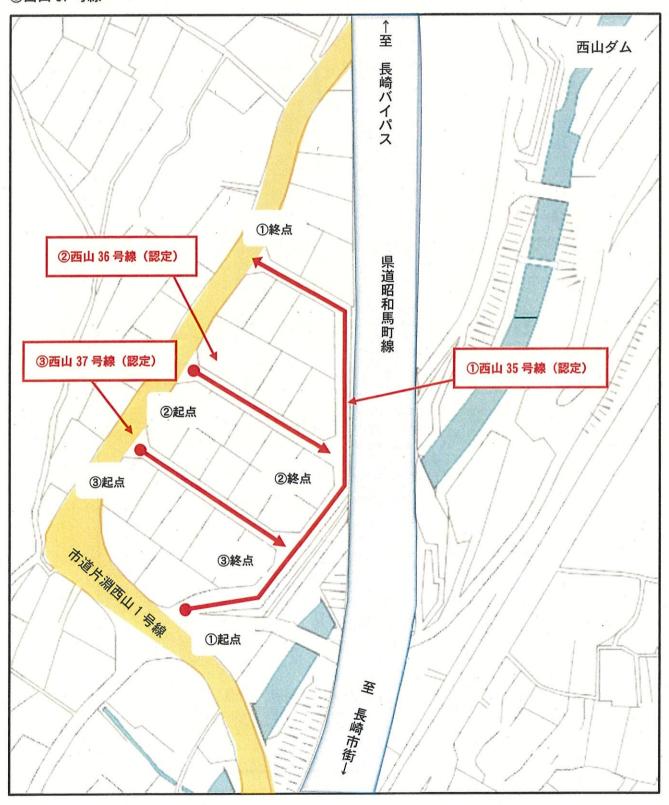
市道路線認定位置図

- ①西山35号線(認定)
- ②西山 36 号線(認定)
- ③西山37号線(認定)



認定路線詳細図

- ①西山 35 号線
- ②西山 36 号線
- ③西山 37 号線



①西山 35 号線





②西山 36 号線



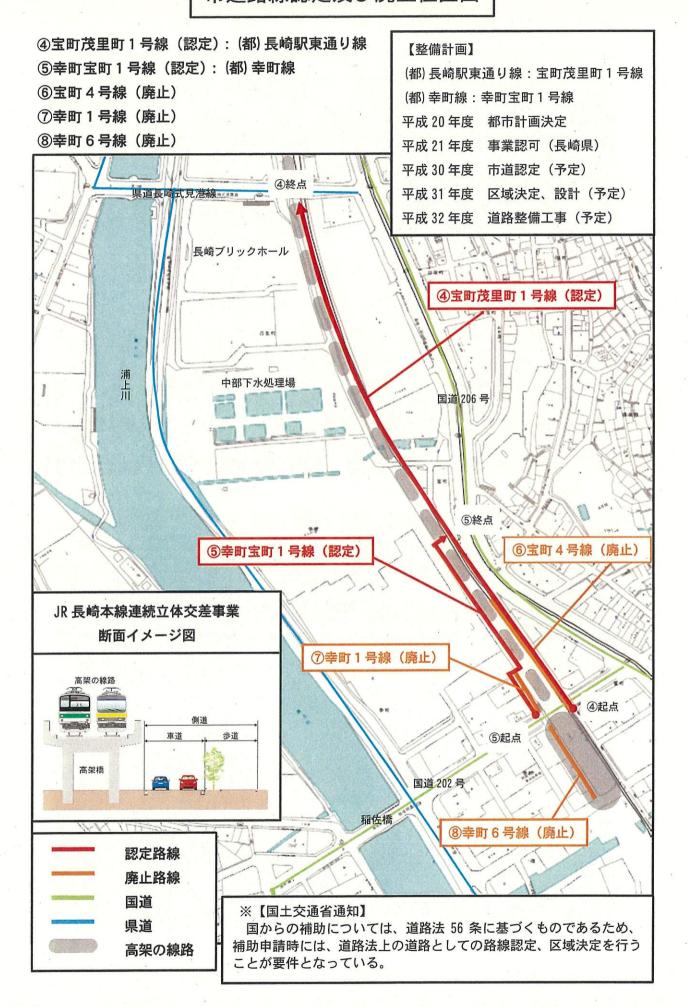


③西山 37 号線



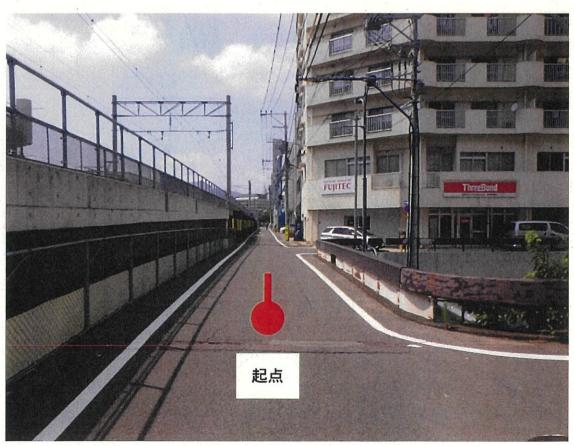


市道路線認定及び廃止位置図



④宝町茂里町1号線





⑤幸町宝町1号線





【参考】

○道路法

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ 当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の 用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止 することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

(道路に関する費用の補助)

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施工上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定められるところにより、当該道路の新築又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。